

日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 8 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する「日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託」（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式採用の理由)

第 3 条 本プロポーザルでは、日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業において、専門性・企画力・地域理解度・業務体制などを総合的に評価し、最適な事業者を選定する。この方式の採用により、事業者が持つ独自のアイデアやノウハウを最大限に引き出し、志摩市の日本遺産ストーリーの深い理解を促す高付加価値な体験商品の造成や、強固な販売・受入基盤の構築が期待できると考える。

(手続き開始の公告)

第 4 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
 - (2) その他必要と認める事項
- 2 前項の公告は、次によるものとする。
- (1) 志摩市ホームページ等
 - (2) 志摩市観光経済部観光・プロモーション課窓口での閲覧

(募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型
4 参加資格要件	必要な参加資格
5 参加申込・資格審査	参加申請書類の提出方法、提出先及び提出期限
6 スケジュール	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続きの流れ
7 企画提案書類の作成・提出方法	企画提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
8 審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など
9 質問及び回答	質問方法、質問受付期間及び回答方法など
10 契約手続等	審査結果の通知方法など
11 書類提出先・問合せ先	担当所属名、連絡先
12 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別	公表又は非公表の別
13 提案に係る費用の負担に関する事項	必要経費の負担
14 その他	辞退、失格事項、提出書類の取扱いなど

(参加資格要件)

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年9月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ等）の「2706 文化財調査 1 文化財調査」、「2902 旅行業 4 旅行商品の企画・販売・催行」の部門すべてに登録されていること。ただし、参加申込時点で名簿に登録されていない者、又は既に名簿に登録されているが指定の部門に登録がない者であっても、参加申込時に次の書類を提出し、令和8年9月1日までに当該名簿に登

録（又は追加登録）されることを条件として、本プロポーザルに参加することができる。なお、志摩市競争入札資格者名簿は、三重県市町総合事務組合における審査完了月（毎月 25 日までの審査完了分）の翌月 1 日に登録となるので注意すること。

【新規に名簿登録を申請する者が提出する書類】

- ①法人にあつては、登記事項全部証明書（登記簿謄本）
- ②商号登記している個人にあつては、登記事項全部証明書（登記簿謄本）
- ③個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑤個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

【既に名簿に登録されており、指定の部門を追加登録する者が提出する書類】

- ⑥入札参加資格審査申請書変更届の写し（※この場合、上記①～⑤の提出は不要）
- (3) 令和 5 年度から令和 7 年度に「国、地方公共団体、それらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体が含まれる協議会、観光協会、DMO）、又は上記機関が実施する事業の事務局等を請け負う民間事業者が発注した、訪日外国人（インバウンド）を対象とした観光関連事業の同規模業務（1 契約あたりの契約金額が 10,000 千円（税込み）以上）」を履行した実績を有すること。
 - (4) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
 - (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（失格基準）

第 7 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格

を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第8条 参加者は、参加申込書等の募集要項に定められた書類を提出するものとする。

- 2 参加申込書等の提出方法、提出場所及び受付期間は募集要項に明示する。
- 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第7号）又は書類審査による非選定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(参加辞退)

第9条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届（様式第11号）を志摩市観光経済部観光・プロモーション課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(提案者の決定)

第10条 選定委員会は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション）等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員に「プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）」により通知す

るものとする。

- 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（志摩市の休日を定める条例による休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第11条 市長は、第10条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて、次の内容を公表するものとする。

- ・受託候補者の称号又は名称
- ・受託候補者の総得点

（随意契約の締結）

第12条 第10条第1項及び2項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第10条第1項及び2項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第13条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

（その他）

第 14 条 本要領に定めのない事項については、委員会等において別途協議し
決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。